

收受年月日	議長	事務局長	書記
30.12.13			
第 112 号			

発議第 3 号

平成 30 年 12 月 13 日

埴町議会議長 大縄 武夫 様



提出者  
埴町議会議員

鈴木茂

賛成者

埴町議会議員

鈴木安次

埴町議会議員

割貝壽一

埴町議会議員

鈴木孝則

埴町議会議員

吉田克則

埴町議会議員

七宮広樹

埴町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び埴町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

提案理由

本議会は任期中に定数と報酬を検討するという議会基本条例 14 条に基づき平成 27 年 7 月に定数と報酬等協議会を設置本年 9 月に廃止するまで他町村の視察、有識者の講習、町民の皆さまへのアンケートなど検討を加えてまいりました。

県内においては西会津町議会、猪苗代町議会、西郷村議会、県外では宮城県村田町議会の視察を行い定数と報酬に関する研修をしてまいりました。次に定

数と報酬に関する有識者の意見に耳を傾けました。そして町民の意見をアンケートでお聞きしました。

その上で協議会、全員協議会で議論を重ね条例改正に向けて取り組んでまいりました。本町は人口減少が進み同規模人口の町村との比較では多めの定数となっていますが広範な町、特色ある地域、そこからの町民の方の意見の吸い上げ、議会による政策提言など議会の役割はますます増大しております。この現状を踏まえ議員定数を最小限の1名減とすることを提案する。

埜町議会議員定数条例の一部を改正する条例

埜町議会議員定数条例(平成 14 年埜町条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
本則 埜町議会議員の定数は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定により <u>13 人</u> とする。	本則 埜町議会議員の定数は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定により <u>14 人</u> とする。

附 則

この条例は、平成 31 年 1 月 1 日以降初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

